11610

財團法人 協調會

第二項ノ辭令書ニ添ヘ本人ノ履歴書ヲ提出スヘシ

第三項ノ辭令書ニ添ヘ本人ノ履歴書ヲ提出スヘシ

一、現在ノ組長ハ當分ノ内之ヲ置カス

追テ之ヲ置クトキハ別ニ之ヲ定ム

財團法人 協調會

11610

内務省

内務省

大阪府令第十七号

大阪鉄工協会規約

一、本会ハ大阪鉄工協会ト称ス

一、本会ハ大阪鉄工業ノ改良発達ヲ図リ会員相互ノ親睦ヲ厚クスルヲ以テ目的トス

一、本会ハ前項ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一、鉄工業ニ関スル調査及統計

一、鉄工業ニ関スル講習会及講演会ノ開設

一、鉄工業ニ関スル図書ノ蒐集及閲覧

一、鉄工業ニ関スル標準ノ設定

一、鉄工業ニ関スル紛議ノ調停

一、鉄工業ニ関スル建議及請願

一、鉄工業ニ関スル出版

一、其ノ他本会ノ目的ヲ達スル為メ必要ナル事業

一、本会ハ鉄工業ニ従事スル者ヲ以テ組織ス

一、本会ニ入会セントスル者ハ入会申込書ヲ提出シ評議員会ノ承認ヲ受クヘシ

一、本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長　一名

副会長　二名

評議員　若干名

幹事　若干名

一、会長ハ会務ヲ総理シ本会ヲ代表ス

一、副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

一、評議員ハ評議員会ヲ組織シ会長ノ諮問ニ応シ又ハ必要ト認ムル事項ヲ会長ニ建議ス

一、幹事ハ会長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ処理ス

一、役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス

一、本会ニ顧問ヲ置クコトヲ得

一、顧問ハ会長ノ諮問ニ応シ又ハ必要ト認ムル事項ヲ会長ニ建議ス

一、本会ニ名誉会員ヲ置クコトヲ得

一、名誉会員ハ本会ニ対シ特ニ功労アリタル者ニ付評議員会ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス

一、本会ニ賛助員ヲ置クコトヲ得

一、賛助員ハ本会ノ事業ヲ賛助スル為メ入会シタル者ニシテ会費ヲ納ムル者トス

一、本会ニ左ノ会費ヲ納ムヘシ

一、通常会員　一箇月金何銭

一、賛助員　一箇月金何銭

一、名誉会員ハ会費ヲ納メス

一、本会ニ左ノ会議ヲ置ク

一、総会

一、評議員会

一、総会ハ通常会及臨時会トス

一、通常会ハ毎年一回何月何日ニ開キ臨時会ハ会長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ会員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク

一、総会ハ会員現在数ノ過半数出席スルニアラサレハ議事ヲ開キ決議ヲ為スコトヲ得ス

一、総会ノ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

一、評議員会ハ会長之ヲ招集ス

一、評議員会ハ評議員過半数出席スルニアラサレハ議事ヲ開キ決議ヲ為スコトヲ得ス

一、評議員会ノ議事ハ出席評議員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

一、本会ノ経費ハ会費寄附金及其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

一、本会ノ会計年度ハ毎年何月何日ニ始マリ翌年何月何日ニ終ル

一、本会ノ会計ハ毎年何月何日ニ決算シ会長ハ之ヲ評議員会ニ報告スヘシ

一、本会ノ規約ヲ変更セントスルトキハ評議員会ノ決議ヲ経テ総会ニ於テ会員現在数ノ過半数出席シ其ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ之ヲ決ス

一、本会ハ左ノ場合ニ於テ解散ス

一、会員現在数ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ総会ニ於テ解散ヲ決議シタルトキ

一、会員現在数ノ過半数出席シ其ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ総会ニ於テ解散ヲ決議シタルトキ

一、本会ノ解散ハ会長之ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ

一、本会ノ解散ニ関スル残余財産ハ評議員会ノ決議ヲ経テ総会ニ於テ会員現在数ノ過半数出席シ其ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ之ヲ決ス

一、本会ノ解散ニ関スル残余財産ハ評議員会ノ決議ヲ経テ総会ニ於テ会員現在数ノ過半数出席シ其ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ之ヲ決ス

一、本会ノ解散ニ関スル残余財産ハ評議員会ノ決議ヲ経テ総会ニ於テ会員現在数ノ過半数出席シ其ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ之ヲ決ス

一、本会ノ解散ニ関スル残余財産ハ評議員会ノ決議ヲ経テ総会ニ於テ会員現在数ノ過半数出席シ其ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ之ヲ決ス